

# 令和6年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 議事次第

日時：令和6年12月13日（金）  
14時00分～  
場所：ウェブ会議（公開）

1. 開会挨拶
2. 動物衛生の動向に関する情報共有
3. 2024年9月のWOAHコード委員会報告書において提示された陸生コード改正案等に係る意見交換
  - ① バイオセキュリティ（第4.X章）
  - ② WOAHによる公式疾病ステータスの認定、公的制御プログラムの保証、自己清浄化宣言の公開の手順（第1.6章）
  - ③ 物品の輸出に適用される措置及び手続（第5.4章）
  - ④ 物品の輸入に適用される措置及び手続（第5.6章）
  - ⑤ 口蹄疫（第8.8章）
  - ⑥ コード委員会の作業計画
  - ⑦ アニマルウェルフェアの勧告に関する序論（第7.1章）
4. その他
  - ① 質疑応答

## 令和6年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

### メンバー名簿

#### <通常メンバー>

- (1) 飯塚 修 (公社) 日本動物福祉協会 理事
- (2) 磯部 尚 (公社) 畜産技術協会 国際交流部長
- (3) 小田 茂樹 北海道農政部生産振興局 畜産振興課  
家畜衛生担当課長
- (4) 片野 緑 日本生活協同組合連合会 組織推進本部  
社会・地域活動推進部 部長
- (5) 瀬瀬 美千世 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 事務局長
- (6) 近藤 康二 (公社) 中央畜産会 専務理事
- (7) 境 政人 (公社) 日本獣医師会
- (8) 塩島 勉 (一社) 日本食肉加工協会 専務理事
- (9) 砂川 富正 国立感染症研究所 実地疫学研究センター  
センター長
- (10) 筒井 俊之 立命館大学 食マネジメント学部 教授
- (11) 寺田 繁 (一社) 中央酪農会議 事務局長
- (12) 村尾 芳久 (一社) 全国スーパーマーケット協会 事務局長

(五十音順)

## 国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会開催要領

平成22年4月26日  
消費・安全局 動物衛生課  
(令和3年11月1日一部改正)  
(令和5年 8月1日一部改正)

### 1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（WOAH）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（WOAHコード）を作成している。また、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の動物検疫措置が、WOAHの作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) WOAHCコードは、加盟国への意見聴取と、WOAH総会における採択を経て策定又は改正される。WOAHコードの策定・改正は国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、WOAHコードの策定又は改正に関する我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報を共有するとともに、意見交換を行うことが重要である。また、WOAHコードの策定・改正に関する議論は複数年にわたることから、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、WOAH基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行う場を設けることが必要である。
- (3) このため、消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体、学識経験者等の国内関係者と継続的に意見・情報交換を行うことを目的として「国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会」（以下「WOAH連絡協議会」とする。）を開催する。

### 2. メンバー構成

WOAH連絡協議会のメンバーは、通常メンバー及び臨時メンバー合わせて20名以内とする。

#### (1) 通常メンバー

WOAHコードについて、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる以下の関係者を通常メンバーとして選定する。

- ・消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体等からの推薦者（9名）
- ・食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3名）

#### (2) 臨時メンバー（議題に応じて参集するメンバー）

議題に応じて必要があれば、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べるができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定することができる。

- ・議題に関する団体等からの推薦者又は議題に関する学識経験者（8名以内）

### 3. メンバーの選任

#### (1) 推薦方法

団体からの推薦を受けてメンバーを選任する場合は、当該団体から推薦理由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名までとする。

#### (2) 任期

通常メンバーの任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任されたメンバーの任期は前任者の残余期間とする。

#### (3) 選任基準

メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。

### 4. 開催方法

- WOAH連絡協議会は、冬（12月～1月）及び夏（6月～8月）の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、WOAH陸生コード改正案についての意見交換、WOAHの総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。
- 議事進行は、通常メンバーのうち互選等により選出された者が行う。
- WOAH連絡協議会は、出席メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、出席メンバーの総意のもと、非公開とすることができる。
- WOAH連絡協議会の資料は、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。
- WOAH連絡協議会の議事概要は、出席メンバーの確認をとった上で、発言者を明示し、公開する。
- 傍聴者の募集は農林水産省のホームページより行う。傍聴者による発言は認めない。

### 5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

# 令和6年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 配付資料一覧

資料1：動物衛生の動向に関する情報共有	・・・	1
資料2：バイオセキュリティ	・・・	29
資料3：WOAHによる公式疾病ステータスの認定、公的制御プログラムの保証、自己清浄化宣言の公開の手順	・・・	39
資料4：物品の輸出に適用される措置及び手続	・・・	46
資料5：物品の輸入に適用される措置及び手続	・・・	54
資料6：口蹄疫	・・・	65
資料7：コード委員会の作業計画	・・・	74
資料8：アニマルウェルフェアの勧告に関する序論	・・・	81

## 【参考資料】

- 参考1：「バイオセキュリティ」章の改正案（英文）  
「バイオセキュリティ」章の改正案（仮訳）
- 参考2：「WOAHによる公式疾病ステータスの認定、公的制御プログラムの保証、自己清浄化宣言の公開の手順」章の改正案（英文）  
「WOAHによる公式疾病ステータスの認定、公的制御プログラムの保証、自己清浄化宣言の公開の手順」章の改正案（仮訳）
- 参考3：「物品の輸出に適用される措置及び手続」章の改正案（英文）  
「物品の輸出に適用される措置及び手続」章の改正案（仮訳）
- 参考4：「物品の輸入に適用される措置及び手続」章の改正案（英文）  
「物品の輸入に適用される措置及び手続」章の改正案（仮訳）
- 参考5：「口蹄疫」章の改正案（英文）  
「口蹄疫」章の改正案（仮訳）
- 参考6：「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」章の改正案（英文）  
「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」章の改正案（仮訳）

# 動物衛生の動向に関する情報共有

---

令和 6 年12月13日

**農 林 水 産 省**

消費・安全局動物衛生課

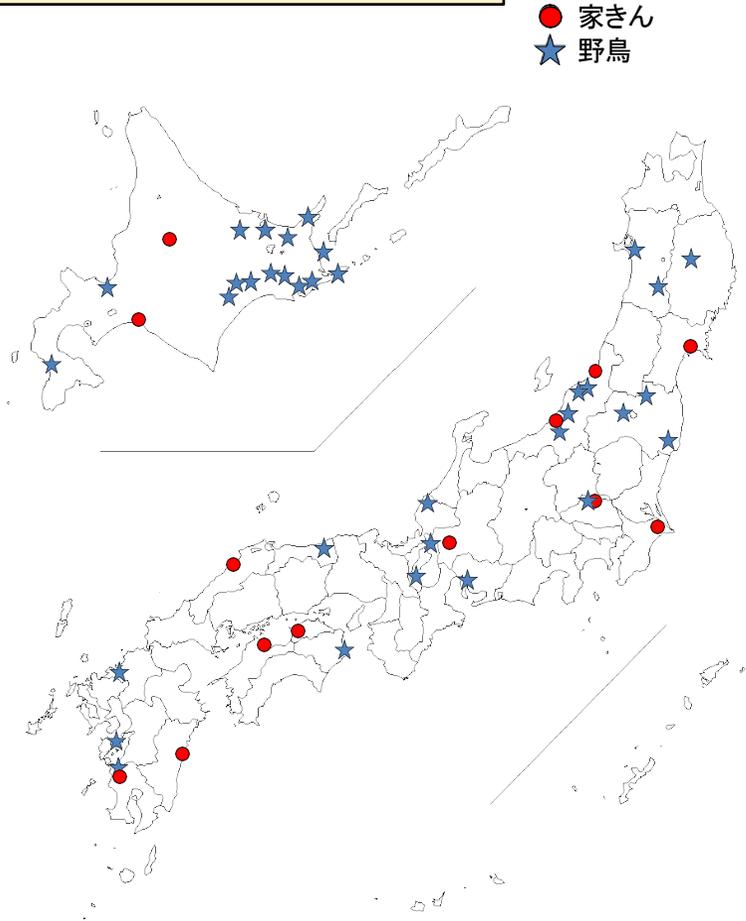
# I. 鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策強化

---

# I-1 今シーズンの発生状況 (令和6年12月11日12時00分時点)

- **今シーズンの初動は、家きんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生。**  
今後、渡り鳥飛来の本格化に伴い、**発生リスクは更に増大。全国どこで起きてもおかしくない状況。**
- **対策の基本は、飼養衛生管理の遵守徹底。**

## 令和6年シーズンの発生状況



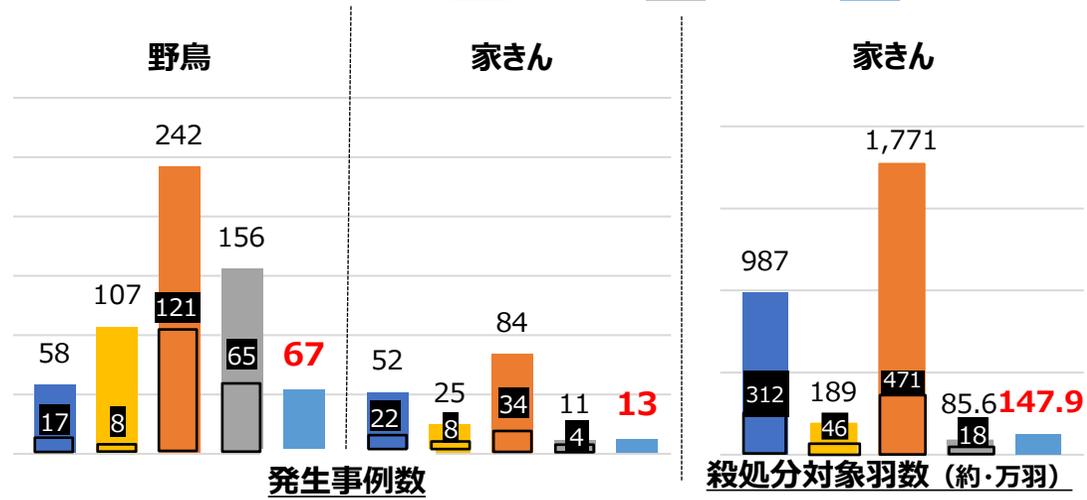
## 過去シーズンとの比較

### (1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	<b>R6年度</b>
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	<b>9月30日</b>
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	<b>10月17日</b>
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

### (2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数 (白抜きは同日比)

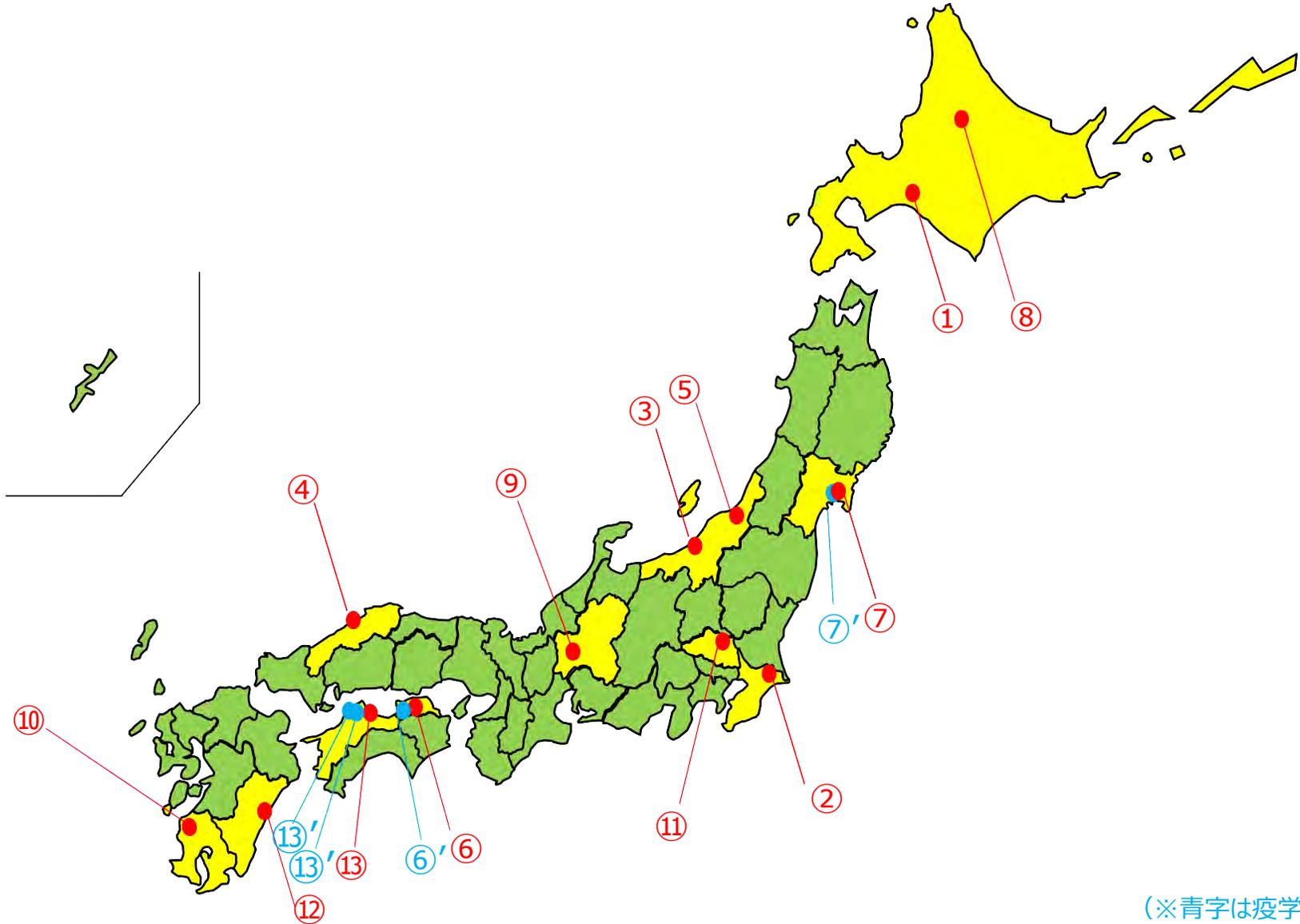
■ : R2年度   ■ : R3年度   ■ : R4年度   ■ : R5年度   ■ : R6年度



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

# I-2 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ①

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、  
令和6年12月11日12時00分時点で**11道県13事例発生**し、**約147.9万羽が殺処分**の対象となっている。



# I-2 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ②

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、  
**令和6年12月11日12時00分時点で11道県13事例発生し、約147.9万羽が殺処分の対象となっている。**

事例数：13事例（防疫措置対象：農場 17施設 約147.9万羽）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況				
発生場所		発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	
道県	施設名		開始		完了				
①	北海道1	養鶏場 (北海道厚真町)	令和6年 10月17日	約2.0万羽 (肉用鶏・平飼い)	10月17日 (持ち回り)	10月17日 10時00分	10月20日 18時00分	11月1日 0時00分	11月11日 0時00分
②	千葉1	養鶏場 (千葉県香取市)	令和6年 10月23日	約3.7万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	10月23日 (持ち回り)	10月23日 8時00分	10月24日 18時00分	11月5日 0時00分	11月15日 0時00分
③	新潟1	養鶏場 (新潟県上越市)	令和6年 10月26日	188羽 (採卵鶏・平飼い)	10月26日 (持ち回り)	10月26日 10時00分	10月26日 15時00分	11月7日 0時00分	11月17日 0時00分
④	島根1	養鶏場 (島根県大田市)	令和6年 10月31日	約40.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	10月31日 (持ち回り)	10月31日 4時30分	11月10日 9時15分	11月21日 0時00分	12月2日 0時00分
⑤	新潟2	養鶏場 (新潟県胎内市)	令和6年 11月6日	約33.7万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月6日 (持ち回り)	11月6日 8時00分	11月12日 17時00分	11月24日 0時00分	12月4日 0時00分
⑥	香川1	養鶏場 (香川県三豊市)	令和6年 11月7日	約4.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月7日 (持ち回り)	11月7日 22時00分	11月12日 15時00分	11月24日 0時00分	12月4日 0時00分
⑥'	香川1	養鶏場 (香川県観音寺市)		約2.8万羽 (採卵鶏)					
⑦	宮城1	養鶏場 (宮城県石巻市)	令和6年 11月10日	約12.3万羽 (肉用鶏・平飼い)	11月10日 (持ち回り)	11月10日 11時00分	11月16日 17時00分	11月28日 0時00分	12月8日 0時00分
⑦'	宮城1	養鶏場 (宮城県石巻市)		約4.8万羽 (肉用鶏)					
⑧	北海道2	養鶏場 (北海道旭川市)	令和6年 11月12日	約4.4万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月12日 (持ち回り)	11月12日 1時00分	11月16日 13時00分	11月28日 0時00分	12月8日 0時00分
⑨	岐阜1	養鶏場 (岐阜県本巣市)	令和6年 11月19日	約1.5万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月19日 (持ち回り)	11月19日 8時30分	11月22日 10時20分	12月4日 0時00分	-
⑩	鹿児島1	養鶏場 (鹿児島県出水市)	令和6年 11月20日	約11.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月20日 (持ち回り)	11月20日 7時00分	11月25日 12時00分	12月6日 12時00分	-
⑪	埼玉1	家きん農場 (埼玉県行田市)	令和6年 11月25日	2,528羽 (あひる(肉用)・平飼い)	11月25日 (持ち回り)	11月25日 8時00分	11月26日 10時00分	12月8日 0時00分	-
⑫	宮崎1	養鶏場 (宮崎県川南町)	令和6年 12月3日	約3.5万羽 (肉用鶏・平飼い)	12月3日 (持ち回り)	12月3日 7時00分	12月4日 14時00分	-	-

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

# I-2 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ③

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、  
**令和6年12月11日12時00分時点で11道県13事例発生し、約147.9万羽が殺処分の対象となっている。**

事例数：13事例（防疫措置対象：農場 17施設 約147.9万羽）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況					
発生場所		発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除		
					開始	完了				
⑬	愛媛1	養鶏場 (愛媛県西条市)	令和6年 12月10日	約15万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月10日 (持ち回り)	12月10日 8時00分	-	-	-	
⑬'	愛媛1	養鶏場 (愛媛県西条市)		約8.6万羽 (採卵鶏)				-	-	-
⑬'	愛媛1	養鶏場 (愛媛県今治市)		20羽 (採卵鶏)				-	-	-

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

# I-3 発生予防・まん延防止対策

- 引き続き、発生時の防疫措置に備えて万全を期すことができるよう都道府県等と連携するとともに、**発生予防対策の強化、発生時の速やかな対応、発生農場の家きんの再導入に向けた指導**に取り組んでいるところ。

## 1 農場や地域一体となった発生予防対策の強化

- **令和5年シーズンの疫学調査、調査研究で得られた知見**を現場での発生予防対策に活用。
  - 第三者の視点による、**飼養衛生管理基準の遵守状況の正しい評価・理解**
  - 過去に発生のある農場・地域において発生リスクが高くなることを念頭に置いた農場での警戒及び地域的な対策の徹底
  - 地域一体となった農場周辺地域におけるカラス等の野鳥や猫・イタチ等の小動物の誘引防止対策
  - 野鳥における鳥インフルエンザ感染状況の監視と警戒の呼び掛け

## 2 発生時の速やかな対応

- **関係省庁と連携した迅速な防疫措置**（通行制限・遮断、円滑な消毒ポイントの設置、防疫作業従事者の健康管理、大規模農場での発生に伴い災害派遣要請があった際の自衛隊との連携）。
- 農場ごとに行う全羽殺処分の羽数を低減させるため、**農場の分割管理を活用**。マニュアルを基に各農場の実態に即した指導。

## 3 発生農場の家きんの再導入に向けた指導

- 発生農場が早期に家きんを再導入できるよう、**埋却地・焼却施設の確保**や**飼養衛生管理の指導**を実施。
  - **飼養衛生管理基準の定期報告のタイミングを活用**し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、特に埋却地や焼却施設の事前確保を指導
  - 大規模農場においては、事前に策定する対応計画について農場自ら防疫措置に協力することを推進



全国から500名を超える方々に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。  
過去最多の発生令和4年シーズンと匹敵するペースで、今、発生をいたしております。  
私の県でも本当に大変な経験をいたしておりますので、  
皆様方には更に緊張感を持っていただきたいという趣旨をもって、  
この会を開催させていただきました。

それでは、私の方から4点に絞りまして、お話をさせていただきます。

**まず、「危機感」を共有せねばなりません。**

今シーズンは「自分のところに来て全くとおかしくない」「来るぞ」という覚悟をもって、体制を組んでいただきたいと思っております。自分のところには来ないだろうという楽観的な気持ち、これが一番問題になりますので、来ていつでも対応できる体制を組んでいただきたいと思っております。関係者の皆様方で危機感を共有して、できる限りの体制の準備をしていただくことをお願いいたします。

**第二に、現場の「隙間」を埋める、「隙」を埋めるということでありまして。**これまでの発生農場の経験を生かしまして、飼養衛生管理のレベルをもう一段上げることが肝要であります。万全かと思われる農場でも「ここにも来るかもしれない」と、見逃しがちな「隙」があるということでありまして。そこからウイルスの侵入を許してしまいますので、農場の「隙」を埋めるよう、御指導のほどよろしくお願いいたします。

**第三に、「再点検」です。**「自分のところは新しいから、作って間もないから、最近検査したばかりだから大丈夫だろう」ということではなくて、今日この機を生かしていただいて、もう一度再点検をお願いしたいと思っております。特に大規模農場や過去に発生した農場では、発生した場合の影響や発生リスクが高いというふうに考えられますので、もう一度、よろしくお願いいたします。何度点検をしても、それで十分ということはないというふうに考えていただきたいと思っております。

**第四に、残念ながら発生した場合、そこから更に周りに伝播させない、拡げないということが大変肝要であります。**現実には、どんなに完璧な防疫体制を敷いていても、人間のやることでありますし、それに虫や動物、様々な原因が考えられますから、完全に防ぐということは不可能だということに考えていただくことが、私は適切ではないかと思っております。そして、発生しても、今申し上げたように、1か所で止める、そこで終了する—その地区ではですね。地域に拡げないことが最重要であります。事前の防疫演習、これはしていただいていると思いますが、速やかな殺処分、そして防疫措置をお願いしたいと思います。

令和4年シーズンのように鳥インフルエンザが大発生すれば、卵の需給や価格、国民の皆様方の食卓にも大変な影響を及ぼすことがあります。そして、発生農場におきましても、それから再開するのに大変御苦勞することになりますから、そのあたり緊張感を持っていただいて、「防疫対策」、何度も申し上げましたけれども、とにかく「防疫対策」「防疫対策の徹底」これをお願い申し上げます。

どうぞ皆様方、これからがまさにトップシーズンに入りますから、緊張感を持って御対応いただきますように、重ねてお願い申し上げます。御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

# I-5 生産現場の対策強化（緊急全国会議の開催）

- 渡り鳥の飛来が本格化し発生リスクが更に増大する中で、関係者が危機感を共有し防疫対策の再徹底を図るため、**11月21日（木）**、江藤農林水産大臣出席の下で**緊急全国会議**を開催し、今後の**対策強化**を要請。
- 緊急全国会議では、**従来**の対策に加え、**今シーズン**を始めとした近年の発生状況を分析し、**4点**に亘る**対策強化のポイント**を重点的に打ち出し。

## 対策強化の4ポイント

### ① 危機感の共有

- ✓ これからトップシーズンに突入。緊張感を持った対応が必要
- ✓ 「自分のところに来ても全くおかしくない」覚悟で体制を構築
- ✓ 関係者間で危機感を共有し、できる限りの準備が必要

### ② 飼養衛生管理の「隙」を埋める対策

- ✓ 従来の取組に加え、**今シーズンの知見を生かした新たな対策**の実施  
(農場外関係者を含めた例外なき消毒徹底、鶏舎への塵埃侵入防止 等)
- ✓ 特定症状に限らず、異状が確認された場合の**早期通報の徹底**

### ③ 大規模農場対策・再発対策

- ✓ **今シーズン発生事例のうち過半が、過去に発生した農場又は地域**における**再発** (令和6年11月26日時点)
- ✓ **大規模農場や再発地域は、発生した場合の影響や再発リスクが高く、農場密集地域における注意喚起や再点検が重要**
- ✓ **飼養羽数20万羽以上**の農場における飼養衛生管理の**再点検**
- ✓ 殺処分羽数の低減に向けた農場の**分割管理**の推進  
(発生時に殺処分対象とならない管理の働き掛け 等)

### ④ 発生時の速やかな防疫措置

- ✓ 迅速な**初動対応**に向けた**体制の再点検**
- ✓ 年末年始の長期休暇も見据え、十分な**防疫資材や作業員の確保**

# I-6 飼養衛生管理の「隙」を埋める対策 ①

## 従来の取組に加え、今シーズンの知見を活かした新たな対策も重要

### <従来の取組>

- ✓ 特定症状に限らず、異状が確認された場合の早期通報の徹底
- ✓ 野鳥や野生動物の侵入防止
  - ネット等の設置、点検及び修繕、ねずみや害虫の駆除等
- ✓ カラス・野鳥の誘引防止
  - テグス張り、農場周辺の住処の除去、ため池の水抜き、刈込み等

### <今シーズンの事例を踏まえた**新たな対策**>

- ✓ 農場外の関係者を含めた飼養衛生管理の徹底
  - **例外なき靴・衣服の交換や消毒の徹底**
  - **不要不急の工事の延期**
- ✓ 鶏舎への塵埃（じんあい）侵入防止
  - **鶏舎周辺の散水・消毒**、フィルターや噴霧器の設置等

# I-6 飼養衛生管理の「隙」を埋める対策 ②

- 飼養衛生管理の基本は、農場に病原体を持ち込まないこと。農場の「隙」を埋める不断の取組が重要。
- 野鳥・野生動物の侵入・誘引防止など従来の対策に加え、今シーズンの発生事例を踏まえた対策強化も必要。

金網や防鳥ネット等の破損



集卵ベルトや鶏糞排出口の隙間



堆肥舎での卵や廃鶏の放置による野鳥の誘引



鶏舎周辺の野鳥の住処等の除去



外部作業者の消毒の不徹底



# I-6 飼養衛生管理の「隙」を埋める対策 ③

- 今シーズンでは、農場への外部入場者が靴の履き替え等の飼養衛生管理が不十分であった事例や、乾燥し塵埃が舞いやすい環境下において換気をした後に入気口周辺に死亡鶏が分布していた事例が見られた。
- 農場外の関係者を含めた飼養衛生管理の徹底（不要不急の工事の延期等）や、鶏舎への塵埃侵入防止対策（乾燥した環境下における散水・消毒等）も、農場の「隙」を埋める対策として重要と考えられる。

## 塵埃侵入防止

- 事例：  
乾燥し塵埃が舞いやすい環境下において換気をした後に入気口周辺に死亡鶏が分布していた事例が見られた。
- 対策：  
農場に塵埃が大量に侵入する状況避けるため、
  - ✓ ウインドウレス鶏舎であれば、フィルターを設置
  - ✓ 開放鶏舎であれば、乾燥環境下における散水・消毒が有効ではないか。

## フィルター・細霧装置の設置

- 消費・安全対策交付金（家畜衛生の推進（ハード））で支援可能

**2. 飼養衛生管理の向上**  
特に高病原性鳥インフルエンザ対策に資する鶏舎入気口フィルター及び細霧装置の整備を支援します。

[お問い合わせ先]  
消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

## 農場外の関係者を含めた飼養衛生管理の徹底

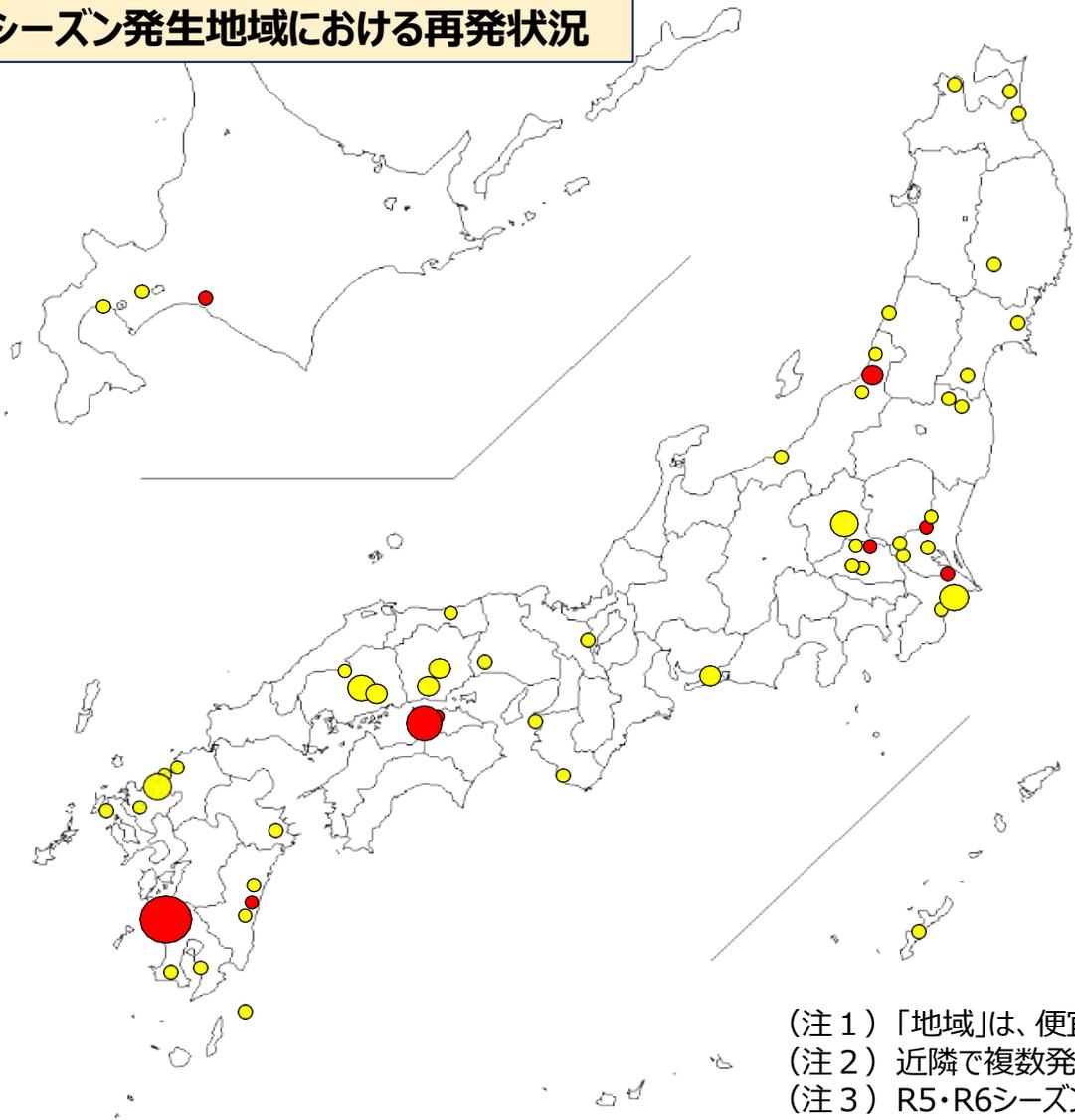
- 農場出入りの際の消毒等の徹底、不要不急の工事の延期



# I-7 再発対策（既発農場・地域への指導強化）

- 今シーズン発生13事例のうち9事例が、過去に発生した農場又は地域における再発。（令和6年12月11日時点）
- 「一度発生した地域では再発のリスクが高い」という認識を徹底し、特に農場密集地域での注意喚起が再度必要。

## R4シーズン発生地域における再発状況



- R4シーズンの発生地域のうち、R5シーズン及びR6シーズンで再発が見られた地域を赤で着色。
- その結果、鹿児島県や香川県など、複数の地域において再発が見られる。

(注1) 「地域」は、便宜上市町村単位とした。  
(注2) 近隣で複数発生した事例について事例数に応じてプロットの大きさを変更。  
(注3) R5・R6シーズンで同一地域で発生があったエリアを赤で着色。

- ✓ **飼養羽数20万羽以上の農場における衛生管理を再点検**
  
- ✓ **殺処分羽数の低減に向けた農場の分割管理の推進**
  - 大規模農場における分割管理の導入可能性を再確認
  - 分割管理に必要なとなる施設整備の支援
  - 発生時に疫学関連農場とならないような管理の働き掛け

## I-9 発生時の速やかな防疫措置

- ✓ **発生時は、迅速な防疫措置（殺処分・埋却等）による病原体の拡散防止が最重要。**
- ✓ **迅速な防疫措置のためには、事前の演習に加え、十分な資機材・作業員の確保が必要。**
- ✓ **年末年始の長期休暇も見据え、緊急の調達が困難になる可能性も考慮し、事前の備えを徹底。**